

行動計画【次世代育成支援対策推進法】の中間報告

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日まで

2. 内 容

目標1： 育児に係る諸制度の周知と情報提供を行う。  
(男性の子育て目的の休暇取得の促進も含む)

<対 策>

2020年4月～	諸制度の情報収集、整理
2021年4月～2022年3月	「育児・介護休業等に関する規程」見直し検討
2022年4月～10月	「育児・介護休業等に関する規程」改定・周知 育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)に関する個別案内(制度・申請等マニュアル)作成
2022年10月～	出産予定者への個別案内(制度・申請マニュアル配付・説明)

目標2： 育児短時間勤務制度の対象となる子の年齢を3歳未満から延長する。

<対 策>

2020年4月～2023年9月	現状把握
2023年10月～2024年3月	「育児・介護休業等に関する規程」見直し検討
2025年3月	「育児・介護休業に関する規程」改定・周知

策定日 2020年3月

備 考

行動計画における取組の達成状況等に応じて随時対策の点検を行い、2023年6月時点での中間報告とする。

以 上